

令和2年度 青森市立篠田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 6日 策定

平成29年1月10日一部改訂

平成30年4月 1日一部改訂

平成31年4月 1日一部改訂

令和 2年4月 1日一部改訂

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての本校の考え方

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、「いじめ防止対策推進法」及び「青森市いじめ防止基本方針」に基づき、全校児童がいじめのない笑顔いっぱいの学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見及び対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

2 いじめとは

（1） いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『いじめ防止対策推進法』

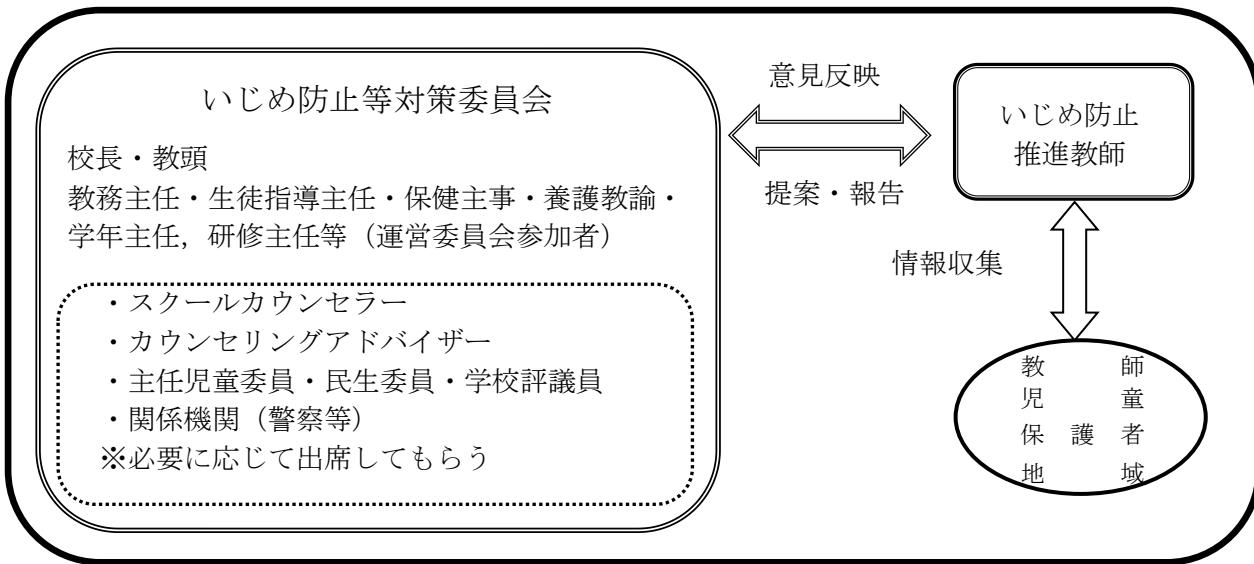
（2） いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめを決して許さない、生み出さない」という決意。
- ・「いじめはいじめる側が悪い」との認識。
- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起り得る」との認識。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識。
- ・「いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめの「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない集団をつくる」という認識。

（3） いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、SNSやゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 校内体制について



- ・いじめ防止推進教師を、いじめ防止等の情報収集中核として位置付けます。
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、全ていじめ防止推進教師に報告・相談します。
- ・いじめ防止推進教師に集められた情報は、個人ごとに記録にまとめます。
- ・いじめ防止推進教師は、的確にいじめの疑いのある情報を把握し、把握された情報を基に、いじめ防止等対策委員会に諮り、組織的に対応します。
- ・いじめの認知については、児童や保護者等からの聴取を基に事実を確定し、いじめか否か判断します。なお、最終判断は校長が行います。
- ・いじめ防止等対策委員会については、毎週一回開催します。
- ・いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止に関する取組等について、年間計画に基づき P D C A サイクルで検証を行います。

4 いじめの未然防止について

- (1) 授業、道徳や学級活動等を通して、いじめの起きにくい環境をつくります。
 - (2) 行事等を通して、思いやりの心、感動する心をはぐくむ教育を推進します。
 - (3) 子どもたち同士の関わる力を育てるとともに、自主的な活動を尊重することで、トラブルを子どもたちの力で解決できる力を育てていきます。
- ※ (1)～(3)について、「豊かな心をはぐくむための年間計画」に基づき、具体的な取組を進めていきます。

5 いじめの早期発見について

- 常に子どもの変化に気を配り、早期発見・早期対応に心掛けます。
学級担任はもちろん、全教職員が子どもの表情や行動の細やかな変化に気を配ります。子どもたち同士のけんか、嫌がらせやからかい、無視、排除などのトラブルを見逃さず、早めにいじめ防止推進教師と情報交換し、適宜、子どもたちと

の信頼関係づくりを基盤とした働き掛けと指導を行います。

(1) 早期発見に向けての取組

- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃しません。
- ・気になる児童がいる場合には、いじめ防止推進教師に報告・相談することで情報を共有し、より多くの目でその児童と周りの様子を見守ります。
- ・長期欠席の児童がいる場合には、「怠惰」「無気力」などと表面的に捉えることなく、その背景にある人間関係に注視し、いじめがあるのではないかとの視点をもって見守ります。
- ・明らかに様子に変化が見られる場合には、いじめ防止推進教師がいじめに関する生徒指導会議に諮り、教師が積極的に働き掛けを行い、児童に安心感をもたらすとともに、迅速に本人への教育相談や周りからの聞き取りを行います。
- ・年間計画に基づき、毎月の生活に関するアンケート（そうだんカード）や長期休業後の生活アンケート、全児童対象の教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握します。

※実施時期等については、8. 具体的取組と評価を参照

(2) 家庭や地域と連携した取組

- ・学校におけるいじめ防止のための取組を地域に知ってもらうとともに、「あいさつ運動」等に参加していただき、地域の子どもたちにふだんから声を掛けてもらえるようにします。
- ・気になる児童がいる場合には、迅速に家庭に連絡し、連携した取組を行います。
- ・学校や家の人に相談しにくい児童がいた場合には、市教育研修センターや各関係機関等の相談窓口の利用も勧めます。
- ・いじめ防止推進教師が学校のいじめ相談窓口であることを校内外に周知し、相談しやすい体制づくりを進めます。

(3) 保護者から情報提供があった場合（訴えの聴き取りのポイント）

■対応の手順

- (ア) 保護者の話をさえぎらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努めます。
話の細部や事実関係にとらわれず、保護者の話を傾聴し、主訴（何を求めているのか）を捉えるとともに、心情理解に努めます。
- (イ) 心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行います。
保護者の心情を察した言葉がけとともに、学校が主体的にいじめを解決しようとする姿勢を伝えます。
- (ウ) 保護者のもっている情報の確認をします。
重要な部分は、①伝聞による情報（いつ、誰から聞いたか）、②主觀的情報（保護者自身の理解による情報）、③客觀的事実の3つの観点を区別して聞き取るようにします。
- (エ) 調査事項や解決したい事項の確認をします。
何を調べて欲しいのか、何を解決してほしいのかを両者で確認します。その際、学級でのアンケート実施、情報源の告知の可否等、調査

- にあたっての要望等も確認します。
- (オ) 回答期日の見通しを伝える。
わかる場合は、どの程度の期間で回答できるか、見通しを伝えます。
- (カ) 協力へのお礼を述べます。

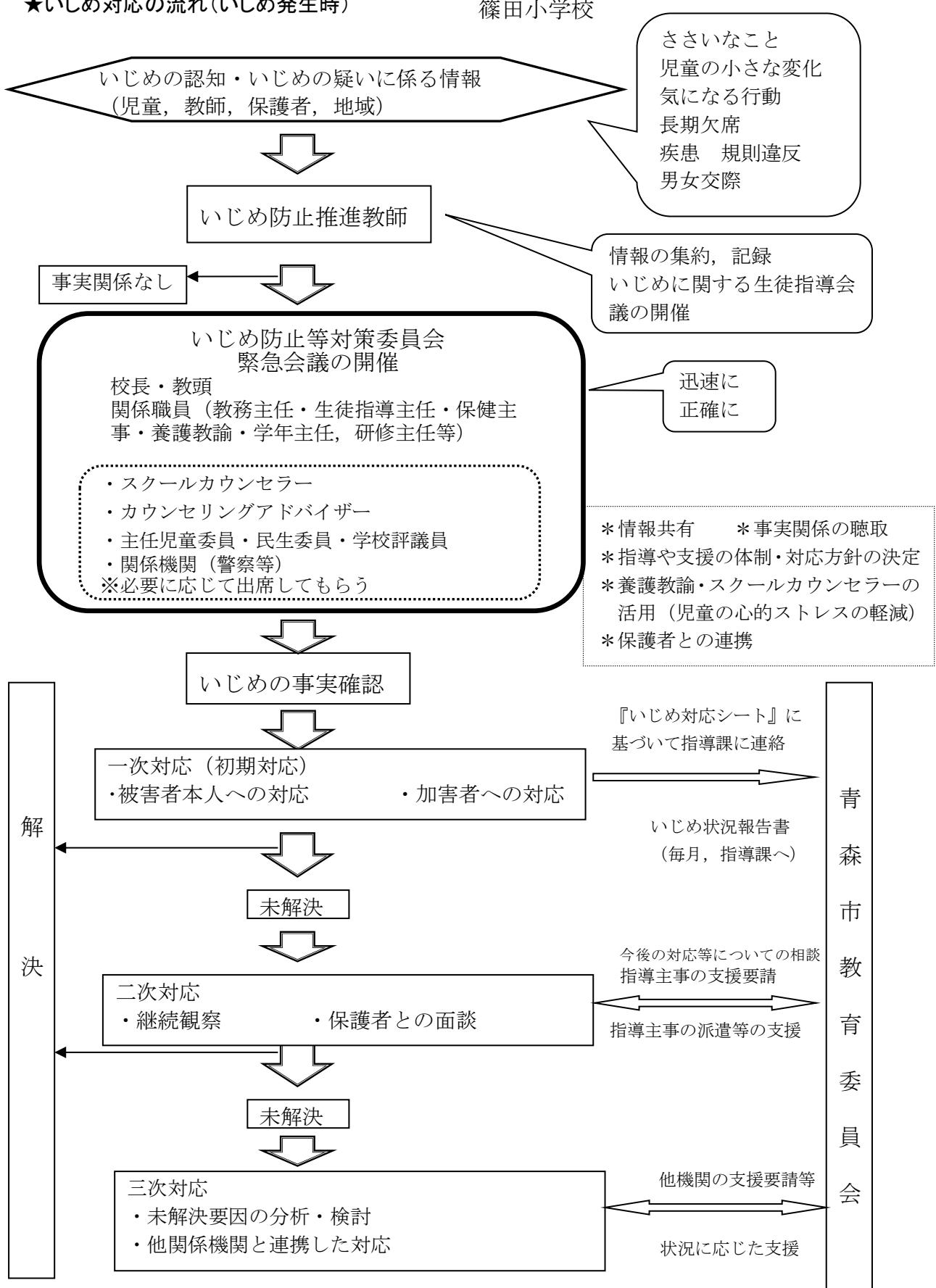
■留意事項

- 以下のような発言はしない。
- (例) 「先月のことなので、わからないと思いますよ」
「気のせいだと思いますよ」
「そんなことないと思いますが、とりあえず調べてみます」
- 保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や推測で話さない。

6 解決に向けた対応について

- (1) いじめ防止等対策委員会の役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となります。
- (2) 外部専門家の活用について
- ・いじめの事案により、必要に応じて、会議に出席してもらいます。
- (3) いじめを認知したときの報告について
- ・いじめ防止等対策委員会が中心となり調査した結果、いじめの事実が確認できたときには、校長が責任をもって被害・加害児童の保護者及び市教委(指導課)にいじめ対応シートで連絡します。また、各月ごとにいじめ状況報告書で連絡します。認知したいじめについては、3ヵ月間にわたるいじめ行為の有無と被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

★いじめ対応の流れ(いじめ発生時)



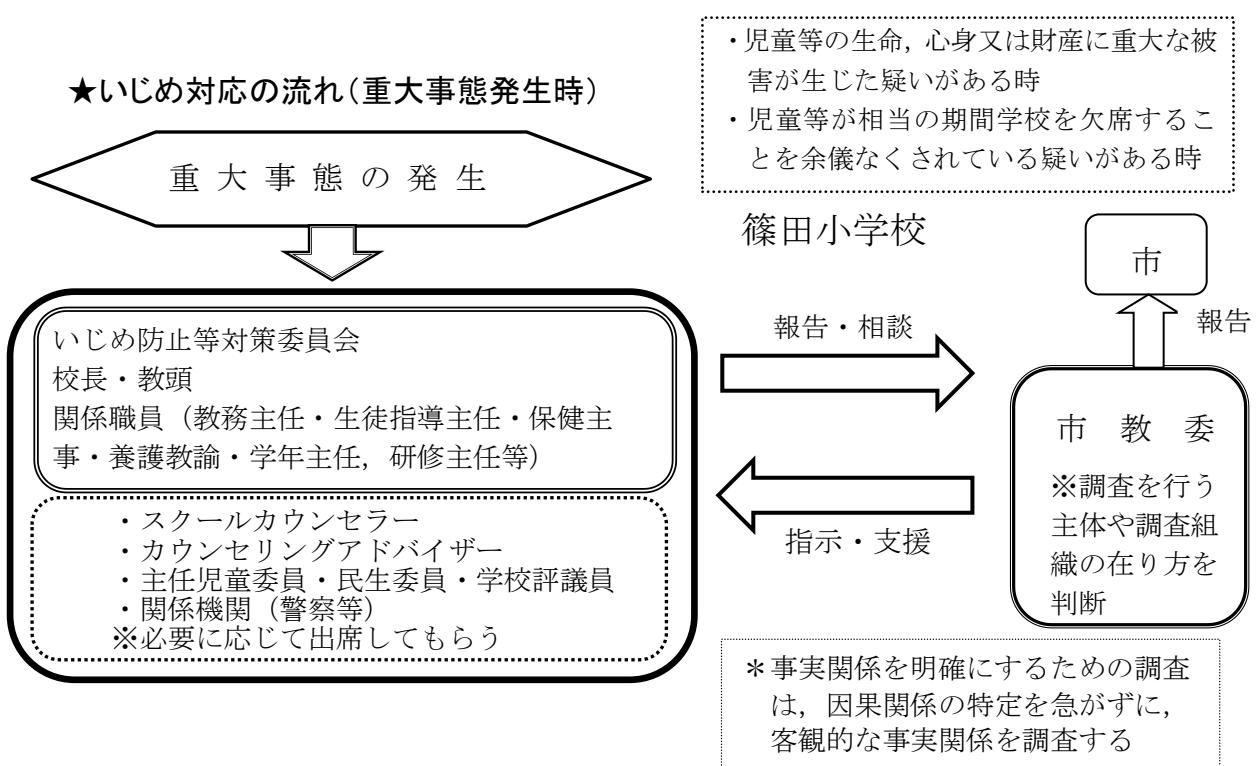
7 重大事態への対応について

(1) 重大事態発生時の報告について

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに校長が市教委（指導課長）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受けます。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 調査結果の提供と報告について

- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、市教委に報告します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合、その児童や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市教委に送付します。



8 具体的な取組と評価

○豊かな心をはぐくむための年間計画

	未然防止	早期発見	組織的な活動
4月	あいさつ運動（年間を通して） あいさつ運動一斉取組日 保護者への説明と啓発 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 情報モラルについて	<u>毎月の児童アンケート</u> <u>春休み生活アンケート</u>	職員会議 いじめ防止基本方針改定版の確認、校内研修 いじめ防止等対策委員会 *毎週一回開催
5月	(読み聞かせボランティア) あいさつ運動（生活広報委員会） 行事（運動会等）を通した人間関係づくり 生きることについて考える道徳授業の実施 花壇整備（環境ボランティア）	<u>長期休業明け生活アンケート</u>	
6月	話し合い活動（学級の諸問題について） いじめしま宣言集会 行事（宿泊学習等）を通した人間関係づくり 自己の可能性を広げる道徳授業の実施		
7月	いじめ防止標語の作成 寛容・謙虚にかかる道徳授業の実施 インターネットやSNSの正しい使い方	保護者面談	全校参観日 地域懇談会（学校安全委員会）
8月	人間関係づくり・学級のルールづくりの確認 長期休業明けのいじめ防止に関する道徳・学級活動の実施 あいさつ運動一斉取組日	<u>休業中の出校日</u> <u>夏休み生活アンケート</u>	校内研修（教育相談について）
9月	行事（修学旅行等）を通した人間関係づくり 寛容・謙虚にかかる道徳授業の実施		
10月	人間関係づくり・学級のルールづくりの確認 行事（学習発表会等）を通した人間関係づくり 読み聞かせ（すいみーの会） 家族愛・友情にかかる道徳授業の実施 花壇整備（環境ボランティア）		
11月	思いやり・親切にかかる道徳授業の実施 全校あいさつ運動（各学級ごと）		<u>教育相談週間</u> いじめに関する校内研
12月	全校あいさつ運動（各学級ごと） 人権にかかる道徳授業の実施 情報モラルについて	↓	学校評価による今年度の反省 (教職員・保護者・町長・学校評議員等)

1月	あいさつ運動（年間を通して） (読み聞かせボランティア) 人間関係づくり・学級のルールづくりの確認 長期休業明けのいじめ防止に関する道徳・学級活動の実施 あいさつ運動一斉取組日	休業中の出校日 <u>毎月の児童アンケート</u> <u>冬休み生活アンケート</u> <u>教育相談</u>	いじめ防止等対策委員会
2月	礼儀、思いやり、生命尊重にかかる道徳授業の実施 いじめしま宣言集会（振り返り）		学校評価を受けた次年度基本方針案の検討
3月	行事（卒業式等）を通した人間関係づくり 勤労、社会奉仕にかかる道徳授業の実施	↓	職員会議 次年度基本方針案の確認

9 その他

- ・いじめの概要の記録については、保存期間を5年とし、いじめの認知日と児童名、態様や対応などの情報・アンケート等の全ての記録を保存します。

■管理に係る留意点

- ①いじめのアンケート等については、いじめがないという回答であっても適切に保存する必要があること。
- ②児童生徒や保護者から、相当期間経過後であってもいじめの重大事態の申立てがなされることもあることを踏まえ、回答した児童生徒が卒業するまで保存することが望ましいこと。
- ・策定したいじめ防止基本方針は、児童を通して保護者に配付します。